

令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 補助金に関するQ&A【令和8年10月5日時点】

No.	項目	質問	回答
1	補助対象者	申請は法人単位か。また、法人が県外にあり施設が宮城県にある場合、申請は可能か。	申請は法人単位です。また、補助対象は、宮城県内において訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所を運営する者(一部取組は、通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所を運営する者)ですので、法人が県外にあり施設が宮城県にある場合でも申請可能です。
2	〃	小規模事業所の定義を教えてください。	介護保険制度における小規模事業所は、少人数制で地域密着型のきめ細やかなケアを提供する事業所を指します(小規模多機能型居宅介護の場合、登録定員29人以下、通いサービス1日当たり概ね15人以下、宿泊サービス1日当たり概ね9人以下とされています)。 なお、中小企業基本法では、小規模企業者(商業・サービス業)は、資本金に関係なく従業員5人以下と規定されています。
3	研修体制の構築の支援【当初QA3(1)①ア関係】	介護職員向けのeラーニング研修サービスを事業所で契約・導入し、年間の研修計画に基づいて職員が継続的に研修を受講するための次の経費は補助対象となるか。 ・初期導入費 ・利用料・受講料 ・利用料(年間契約：利用期間が事業実施期間を超える場合の補助対象期間も確認したい)	介護人材の資質向上や定着促進に資するキャリアアップの仕組みづくりに要する費用、介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用として補助対象となります。ただし、利用料は補助対象外です。
4	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援【当初QA3(1)②イ関係】	登録ヘルパーを常勤化し、月額賃金が20万円増加する場合、補助対象経費は、20万円×事業実施期間の月数ではなく、補助上限額30万円(常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり10万円×3か月まで)となるのか。	お見込みのとおりです。
5	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援【当初QA12関係】	申請時点では新たに雇用する常勤の訪問介護員等がおらず、R9.1.30期限の実績報告時点においても雇用が不確定であり、補助対象とならない可能性があるが、申請は可能か。	可能です。ただし、新規雇用見込みは精査願います。
6	〃	離職から新規雇用までの期間は6か月以内であることから、退職(予定)がR8.8(10).15の場合、R9.2(4).15までに新規雇用することになるが、事業実施期間がR9.1.30までのため、新規雇用の期限はR9.1.30となるのか。	お見込みのとおりです。
7	小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援【当初QA3(1)②ウ関係】	過去に求人広告や採用で申請が通っている事例を知りたい。	過去に左記取組の交付決定事例はありますが、人材募集や一括採用の内容ではありませんでした。
8	〃	次の取組は補助対象となるか。なる場合、次の経費は補助対象となるか。(取組) ・2法人共通の研修計画の作成及び合同研修の実施 ・業務マニュアル、帳票、業務フロー等の共通化・標準化 ・ICTを活用した情報共有や人事管理、請求業務等のシステム共通化 ・上記の導入、運用及び効果検証(経費) ①外部講師・専門家等への謝金、委託費 ②合同研修の実施に係る費用 ③ICTシステムの初期導入費及び利用料 ④マニュアル・研修資料等の作成に係る費用 ⑤ICTの利用等に必要となるパソコン・タブレット等の機器購入費 ⑥本事業の企画、研修計画作成、研修実施、業務標準化、ICT導入等を担当する既存職員の人件費	提示いただいた取組のうち「上記の運用及び効果検証」は補助対象外です。また、経費については、③のうち利用料、④のうち上記に係る経費、⑤、⑥は補助対象外です。 なお、「ICTを活用した情報共有」「システム共通化」について、機器が必要となる場合、法人間の機器を連携するために要する経費のみ補助対象となりますが、各法人における機器の購入及び利用に要する経費は補助対象外です(補助対象経費は、システム構築費、初期セットアップ費用、専門家等への謝金・コンサルティング委託料、操作マニュアルの作成・印刷費などを想定しています。)

9	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援 【当初QA3(1)②エ関係】	既存の法人LINE公式アカウント内に、訪問介護の求人・利用相談専用導線、リッチメニュー、自動応答、コンテンツ等を新たに整備する制作費が補助対象となる場合、LINE公式アカウントの有料プラン利用料、LINE広告等の広告出稿費も対象経費となるか。	LINE公式アカウント内への追加メニュー制作費は、広報宣材の作成経費として補助対象となります。一方、利用料、広告出稿費(ランニングコスト)は補助対象外です。
10	複数事業所で共通して実施する経費の取扱い	法人共通の就業規則等の改定支援や広報基盤の整備を行う場合、各訪問介護等事業所について補助対象経費として申請することは可能か。整備した規程や広報基盤は、その性質上、結果的に法人全体で共通して使用することになるため、補助対象経費について事業所ごとの按分が必要となるか。	広報基盤の整備は補助対象ですが、就業規則等の改定支援は補助対象外です。 整備した広報基盤が訪問介護等以外の事業所も含めた法人全体で共通して使用するものである場合、事業実施事業所である訪問介護等と、それ以外の事業所で費用を按分する必要がある、前者の分のみが補助対象となります。
11	通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援【当初QA3(2)ア(イ)関係】	ユニフォームをR9.4月にリニューアル(既存職員は一斉に交換)するが、登録ヘルパーについて、事業実施期間であるR9.1.30までに購入、納品すれば補助対象となるか。それとも、訪問介護事業所と通所介護事業所の兼務となるため対象外か。	対象となる経費は、通所介護事業所に訪問機能を導入するための経費ですので、事業実施期間内に訪問機能を導入することが補助要件となります。 なお、登録ヘルパーを訪問介護事業所と通所介護事業所の兼務とすることは、両事業所の勤務時間が重ならず、人員基準や契約上のルールを守る限り可能ですが、労働時間管理や業務の性質に留意が必要です。
12	〃	情報誌への求人広告費用は補助対象となるか。	対象となる経費は、通所介護事業所に訪問機能を導入するための経費ですので、事業実施期間内に訪問機能を導入することが補助要件となります。事業所のホームページの改修や地域住民等への広告に係る費用として補助対象となります。
13	〃	新規職員の採用に当たり、有料職業紹介事業者を利用し、紹介された訪問介護員を採用した場合、採用成立時に発生する紹介手数料は補助対象経費となるか。対象となる場合、補助上限額及び必要な証明書類も確認したい。	対象となる経費は、通所介護事業所に訪問機能を導入するための経費ですので、事業実施期間内に訪問機能を導入することが補助要件となります。 新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用として補助対象となります。 なお、補助上限額は1事業所当たり150万円です。必要な証明書類は当該新規採用職員の採用に係る有料職業紹介所からの紹介手数料請求書及び貴事業所が当該手数料を支払ったことを確認できる書類です。支払いも含め、事業実施期間であるR9.1.30までに完了したものが補助対象となります。
14	〃	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援を活用し、求人広告の掲載を検討している。求人広告を掲載し、実際に費用が発生したものの応募がない、採用に至らなかった場合でも広告掲載費は補助対象となるか。採用実績がない場合の実績報告に必要な書類も確認したい。	求人広告の掲載は、地域住民等への広告に係る費用として、左記取組の補助対象となります(介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援(ホームページの開設・改修、広報宣材の作成・印刷)には該当しません)。 対象となる経費は、通所介護事業所に訪問機能を導入するための経費ですので、事業実施期間内に訪問機能を導入することが補助要件となります。 なお、結果的に応募がなかった、採用に至らなかった場合においても、当該広告掲載に係る請求書及び支払いを確認できる書類を実績報告時に提出いただければ補助対象となります。
15	〃	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援は、求人媒体の利用は可能か。	求人媒体の利用は、地域住民等への広告に係る費用として、左記取組の補助対象となります(介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援(ホームページの開設・改修、広報宣材の作成・印刷)には該当しません)。 対象となる経費は、通所介護事業所に訪問機能を導入するための経費ですので、事業実施期間内に訪問機能を導入することが補助要件となります。

16	採用関係	就職説明会への出展ブースの装飾や宣伝用のタブレット、モニター等の購入費用は補助対象となるか。	補助対象となる取組と経費は、次のとおりです。 ・中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援(都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費) ・小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援(人材募集や一括採用) ・周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費(人材確保に関する経費) ・訪問機能の導入に係る経費(新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用)
17	周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費(人材確保に関する経費)	他の訪問介護事業所が人員不足等の理由によりサービスを提供できない場合、依頼を受けて代わりに支援を行う場合、左記取組の補助対象となるか。また、一時的な代行と継続的な利用者の受入れで、対象要件に違いがあるかも確認したい。	周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合、利用者受入れに伴う職員の時間外労働に要する費用のみ左記取組の補助対象となります。当該取組の趣旨は、一時的なかかり増し経費を支援するものですので、職員の基本給や、継続的な利用者の受入れは補助対象外です。